次期デジタルPMO
に向けた情報提供依頼書
（ＲＦＩ:Request For Information）

令和 ７年 ８月 19日

デジタル庁

国民向けサービスＧ　マイナポータル担当

はじめに

デジタル庁においては、行政機関等の間で番号制度に関する情報の共有、問合せ等複数の機能を有する情報連携ツール「デジタルＰＭＯ」を運用している。

本 RFI は、デジタルＰＭＯの更改に向けた情報収集を目的としており、詳細については、次頁以下に記載します。

1. 概要

(1) 件名：次期デジタル PMO に向けた情報提供依頼（RFI）

(2) 背景

社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）については、平成 25 年 5 月 24 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」及び関係法律が、国会で可決・成立し、同年 5 月 31 日に公布された。同法は、平成 27 年 10 月に施行され、同月から個人番号の通知が、平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始されている。そして、情報提供ネットワークシステム、情報提供等記録開示システム、サービス検索・電子申請機能等システムについては、平成 29 年 7 月から試行運用を開始し、平成 29 年 11 月から本格運用を開始している。

デジタル PMO は、行政機関、独立行政法人、医療保険者、後期高齢者医療広域連合、自治体等の間で番号制度に関する情報を共有することを目的とした情報連携ツールである。関連府省庁は、番号制度関連システムの整備等を行う上で必要となる各種文書をデジタル PMO 上にアップロードし、管理、クローズドな環境の中で行政機関等の間で情報共有している。また、地方公共団体からの問い合わせを受け付け、チケット管理の形で問い合わせ対応がなされている。

(3) 目的

デジタル PMO は、そのインフラ構成、アーキテクチャ等について令和 8 年度以降にガバメントクラウドに更改する予定である。一方で、現行のデジタル PMO の利用状況を考慮し、SaaS への転向を含む、広く有効かつ実現性の高い

代替案の情報を収集し、比較検討を行いたい。よって、情報提供依頼（以下、「RFI」という。）を実施するものである。

(4) 情報提供を求める範囲

デジタル PMO の業務及びシステムの概要は下図のとおりである。

図１　デジタル PMO 業務及びシステムの概要

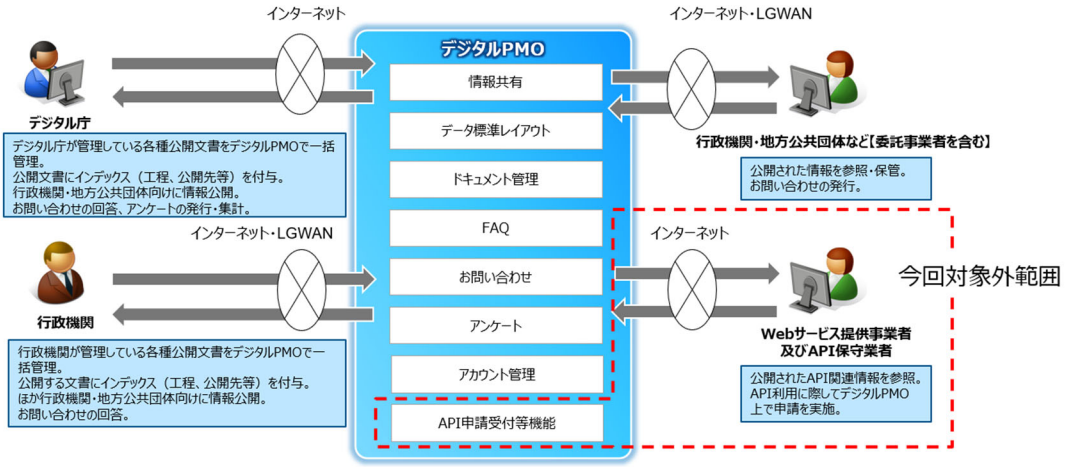

次期デジタル PMO においては、上記の機能のうち、Web サービス提供事業者及び API 保守事業者向けに提供している API 利用に関する機能を除いた対応が必要であるところ、新システムの導入に向けた情報提供を求めるもの。

現行の各機能の利用者及び説明については以下のとおり

#	利用者名称	説明
1	システム管理者	システムの管理のために、組織の登録やユーザ登録、他のユーザが登録したデータの編集等を行う。
2	環境ミドル事業者	情報提供ネットワークシステム用の「災害時連絡」を実施する。
3	関連府省庁利用者	他のユーザへの情報発信のために、ドキュメントや情報の登録、FAQ の登録等を行う。 「管理ユーザ」は所属する組織の組織情報更新、ユーザ登録・更新・パスワードのリセット及びマイナンバーカードの認証解除を行う。 本開発にて、「管理ユーザ」による、Web サービス事業者の登録

		も可能とする。
4	地方公共団体利用者	関連府省庁利用者や地方公共団体が発信した情報の確認のために、ドキュメントや情報の参照等を行う。 「一般ユーザ」と「管理ユーザ」が存在し、「管理ユーザ」は所属する組織の組織情報の更新、ユーザおよび事業者の登録・更新・パスワードのリセット及びマイナンバーカードの認証解除を行う。
5	事業者	地方公共団体のシステムを運用保守する事業者を指す。 地方公共団体利用者と同様に、情報の参照を行う。
6	Web サービス事業者	API の利用にあたる各種申請を行う。 「一般ユーザ」と「管理ユーザ」が存在し、「管理ユーザ」は所属する組織のユーザ登録・更新・パスワードのリセット及びマイナンバーカードの認証解除を行う。
7	API 保守事業者	API ドキュメントの追加等のメンテナンスを行う。 「一般ユーザ」と「管理ユーザ」が存在し、「管理ユーザ」は所属する組織のユーザ登録・更新・パスワードのリセット及びマイナンバーカードの認証解除を行う。

現行のデジタル PMO の機能名および機能概要については以下のとおり。

#	機能名	機能概要	利用者
1	照会機能	照会（アンケート）の作成、修正、および回答結果を確認することができる機能	各府省庁から照会し、システム管理者、各関連府省庁、各地方公共団体が回答、閲覧する
2	ドキュメント機能	関連府省庁等から発出された、マイナンバー制度の推進に関連する各種文書を管理・公開する機能	システム管理者、各関連府省庁、各地方公共団体、各事業者が参照可能
3	API ドキュメント機能	関連府省庁等や API 保守事業者から発出された、API に関連する各種文書を管理・公開する機能	※次期デジタル PMO の機能からは除く
4	Web サービス事業者向け周知事	Web サービス事業者（API の利用にあたる各種申請を行う事業者）	※次期デジタル PMO の機能からは除く

	項	向けの周知事項等各種文書を管理・公開する機能	
5	情報共有機能	地方公共団体にて共有すべき情報を登録/参照することができる機能	システム管理者、各地方公共団体が投稿、参照可能
6	API 情報共有	関連府省庁等や Web サービス事業者、API 保守事業者間で API に係る情報を共有する機能	※次期デジタル PMO の機能からは除く
7	データ標準レイアウト機能	データ標準レイアウト関連様式を閲覧できる機能	システム管理者が投稿し、各関連府省庁、各地方公共団体、各事業者が参照可能
8	API 申請	Web サービス事業者が API に係る各種申請を行う機能	※次期デジタル PMO の機能からは除く
9	お問い合わせ機能	地方公共団体が関連府省庁等に対し、マイナンバー制度についてのお問い合わせを行う機能	システム管理者、関連府省庁が投稿、回答可能。 地方公共団体が投稿可能
10	異常時連絡等機能	異常事象が発生した場合等に他組織と相対の連絡等を行う機能	システム管理者、各関連府省庁、各地方公共団体が投稿、回答可能
11	FAQ 機能	よくある質問・回答を FAQ 形式で確認できる機能	各利用者が確認可能
12	組織管理機能	所属する組織の情報変更ができる機能	各利用者が情報の登録、変更可能
13	連絡先検索機能	ユーザ情報として登録された連絡先を検索するための機能	各利用者が検索可能
14	レポート機能	問い合わせ状況の一覧、利用統計情報が出力できる機能	各利用者が出力可能

現行のデジタル PMO の画面

トップページ画面

照会画面

2. 調達スケジュール（予定）

以下のスケジュールで本調達を行う予定である。

- 7 月 ：RFI（本調査依頼によるもの）
- 10 月 ：本調達に係る意見招請
- 12 月 ：本調達に係る入札公告
- 3 月 ：事業者決定

3.情報提供依頼期間

令和７年８月１９日 ～ 令和７年９月１９日

4. 情報提供の依頼内容等

次期デジタル PMO の検討にあたり、機能の利便性向上について検討が必要である。

現行のデジタル PMO の機能は、全国の自治体がユーザ登録を行い、使用することができる。

また、他省庁のシステムと機能が重複している場合、他のシステム等による代用の可能性を含め、次期デジタル PMO では利用頻度等を考慮し、システムの更改等について検討したい。

以上をふまえ、以下の①～③について情報・ご提案を求める。

① 技術的提案（インフラ構成、システムアーキテクチャ）

現行のデジタル PMO の機能を維持し、LGWAN 接続にも対応可能な構成を前提としたうえで、利便性の向上につながる技術的なご提案を頂戴したい。その際、比較検討を行うため、コスト（概算見積もり）及び提案事項に関するスケジュールも併せてご提案を頂戴したい。また、現行のデジタル PMO を更改するにあたり、想定されるリスクについてのご意見を頂戴したい。さらに、当該リスクに対する回避策や対応方針についてもご提案を頂戴したい。

【機能の提案例】

- 現行のデジタル PMO の更改を検討するにあたり、SaaS の活用を含めた柔軟かつ拡張性の高い設計が可能であるかご意見を頂戴したい。

特に以下の点を重視しており、

- 業務効率化と運用負荷の軽減
- 各機能の利用者にこれまでと同等のサービス提供が可能
- セキュリティとガバナンスの確保
- 運用コストの抑制
- 将来的な拡張性

上記を踏まえたアーキテクチャ設計案及び、SaaS 導入の適用領域や推奨サービスについてのご提案を頂戴したい。

② 運用保守体制機能の利便性向上につながる提案事項

デジタル PMO の再構築に伴い、運用保守体制機能の利便性向上につながる

提案事項についてご意見を頂戴したい。その場合、比較検討のため、コスト（見積もり）、提案事項に関するスケジュールについてもご提案を頂戴したい。

【提案例】

- 職員の異動による適切なアカウント管理に関する意見
  問い合わせ機能におけるリマインド・未回答の放置防止対策に関する意見　等々

③　現行システムからのデータ移行についての提案事項

現行システムに存在するデータを次期デジタル PMO に移行について、円滑で効率的な手法についてご意見を頂戴したい。

現在登録されている全国の自治体等のユーザ情報の引継ぎも含む。

5. RFI の取り扱い

RFI の依頼において、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- RFI の依頼は、1.（3）範囲に記載する内容・条件にて、的確な事業遂行が可能であるか、 広く情報を得るための手段としたものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではないこと。
- 情報提供の依頼において、デジタル庁から資料の提供を受けた場合は、本 RFI 終了後に消去すること。
- 資料の提供を受けた事業者が、情報を消去した場合において、デジタル庁から請求があったときは、事業者はデジタル庁に対し、情報を消去したことを証する書面を速やかに提出するものとする。
- 本 RFI に対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではないこと。
- 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、デジタル庁から提出された資料等の内容等 について照会または追加の資料提供を依頼する場合があること。
- 本 RFI の実施に要する費用は、全て事業者等の負担とすること。
- 本 RFI において提供を受けた提案、資料等は返却しないこと。
- 提供を受けた提案、資料等については、本調達を検討するデジタル庁の関係者に限り、 複写・配付が行われる。また、デジタル庁は提供者に断りなく他者には提供しないこと。
- 提供を受けた提案、資料等については、今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に 反映する場合があること。

6. 資料閲覧

(1)閲覧方法

情報提供に向けて関係資料(対象資料は「別添１資料閲覧要領」の「２対象資料」参照)の閲覧を希望する場合は、「別添１資料閲覧要領」に則り、申し込みを行うこと。

7. 提供資料の提供方法

(1) 提供資料の形式 提供資料については、下記 8 に記載する提出先に、E-Mail にて提出すること。提出社名又は機 関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年９月１９日とする。

8. 本 RFI に関する質問

本 RIF に質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

下記 8 に記載する照会先に E-Mail にて問い合わせることとし、件名については「RFI に関する質問」とすること。

(2) 質問受付期間

令和７年 ８月１９日 ～ 令和７年９月１９日

9. 照会先、資料提出先

デジタル庁 マイナポータル担当 山田　久保

東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19F

e-Mail： mynaportal_procurement@digital.go.jp

別添1

資料閲覧要領

1　資料閲覧

閲覧者は、資料閲覧を希望する場合、あらかじめ以下の担当者に連絡をとり、メールにて日時等を調整するとともに、必要な指示を受けること。また、これらの関連資料を閲覧して得た情報等は、情報提供資料作成以外の用途には決して使用しないこととし、閲覧時に誓約書（本書付属１を参考）を提出すること。

（閲覧対象資料）

1	運用設計書※
2	要件定義書※
2-1	別添１_各機能の利用者
2-2	別添２_アクター毎接続元事の利用可否
2-3	別添３_申請一覧
2-4	別添４_申請のフロー
2-5	別添５_情報セキュリティに関する事項

※現行のデジタルPMOに関する資料となります

2　閲覧時間

資料閲覧可能時間は、以下のとおりとする。

・資料閲覧可能期間　：情報提供資料提出締切日まで

・資料閲覧可能時間帯：10 時～17 時

3　担当者連絡先

デジタル庁 マイナポータル担当　山田　久保

東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19F

e-Mail：mynaportal_procurement@digital.go.jp

別添 1―付属 1

デジタル PMO の再構築に向けた調査研究に係る
資料閲覧に関する業務誓約書

令和　　年　　月　　日

デジタル庁　　宛

会社名

代表者名

電話番号

関連資料の閲覧を行うことについて、下記の条件を厳守することを誓約します。

記

1．　閲覧に際しては、筆記用具、メモ帳類以外は持ち込みを行わない。

（ＰＣ等を持ち込み、資料を目視して打ち込むことは可とする。写真撮影・データ転送等の行為は禁止）

2．　閲覧して得た情報は、情報提供資料作成のためのみに利用し、いかなる理由においてもその他に利用しない。

3．　閲覧して得た情報は、情報提供資料作成の関係者以外に洩らさない。

4．　閲覧中の立会いに同意する。